

藤沢市乳児等通園支援事業の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）について、法及び藤沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、認可の申請にあたっての必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(経済的基礎)

第2条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の物件について、所有権を有していること又は賃借物件の場合にあっては、賃借料の1月分に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (2) 前号で定めるもののほか、乳児等通園支援事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の事業者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、当該認可を受けようとする主体（以下「申請主体」という。）が乳児等通園支援事業以外の事業を行っている場合は、直近の会計年度において、当該申請主体における全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(社会的信望)

第3条 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (2) 税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (3) 申請主体の管理又は運営する他の幼児教育又は保育事業、その他児童に関する事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、申請主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。

(社会福祉事業に関する知識又は経験)

第4条 法第34条の15第3項第3号に規定する社会福祉事業に関する知識又は

経験とは、第1号及び第2号のいずれにも該当すること又は第3号に該当すること。

(1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(3) 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(非常災害対策)

第5条 条例第6条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画は、同項に規定する訓練その他非常災害時における乳児等通園支援事業の対応について定めるものとする。なお、既存の保育所等ですでに作成されている計画の一部として位置付けることも可能とする。

(安全計画の策定等)

第6条 条例第7条第1項に規定する安全計画は、事業所の特性や実施内容等に則して策定すること。なお、既存の保育所等ですでに作成されている計画の一部として位置付けることも可能とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第7条 条例第10条第2項の規定による研修の機会の確保は、職員に対する研修の実施時期、その内容等に関する計画を作成することにより行うものとする。なお、既存の保育所等ですでに作成されている計画の一部として位置付けることも可能とする。

(食事)

第8条 条例第15条に規定する食事の提供を行う場合、衛生管理や栄養管理等の適切な実施体制を確保すること。なお、既存の保育所等で使用しているマニュアル等を、乳児等通園支援事業において準用することも可能とする。

(苦情への対応)

第9条 条例第19条第1項に規定する措置は、次に掲げる事項に関する規程等を整備することにより行うものとする。なお、既存の保育所等ですでに講じている措置とあわせて整備することも可能とする。

(1) 苦情受付担当、苦情解決責任者その他苦情解決体制

(2) 苦情解決のための手続き

(3) 前2号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法

2 苦情の公正な解決を図るため、苦情解決に当たっては、その事業所の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させるものとする。

3 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他基準は、「社会福祉事業の

経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

（設備の基準）

第10条 条例第21条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- （1）乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、面積基準をそれぞれ満たしていること。なお、これらの部屋を複数有する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計して差し支えないものとする。
- （2）乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室において、乳児と幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーサークル等で区画し、乳児の安全確保を図ること。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業においては、条例第25条に規定する施設又は事業所の区分に応じた基準に適合していること。

（乳児等通園支援事業所を建物の2階以上に設ける場合の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所を建物の2階以上に設ける場合は、それに係るすべての構造設備について、最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 条例第21条第8号に規定する待避上有効なバルコニーとは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造であること。

- （1）バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- （2）バルコニーは十分に外気に開放すること。
- （3）バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- （4）屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は、0.75メートル以上、高さは、1.8メートル以上、下端の床面からの高さは、0.15メートル以下とすること。
- （5）バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

3 条例第21条第8号に規定する屋外傾斜路又はこれに準ずる設備とは、乳幼児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。

4 条例第21条第8号ウに規定する避難上有効な位置とは、同号イに掲げる施設又は設備が、乳児等通園支援事業所の各場所に配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。

5 条例第21条第8号エ（ア）に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッ

ケージ型自動消火装置等とする。

- 6 条例第21条第8号エ（イ）に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

（1）レンジ用簡易自動消火装置

（2）フライヤー用簡易自動消火装置

（3）レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

（4）フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

（職員）

第12条 条例第22条に規定する乳児等通園支援従事者を配置すること。

- 2 余裕活用型乳児等通園支援事業においては、条例第25条に規定する施設又は事業所の区分に応じた職員を配置していること。

（乳児等通園支援の内容）

第13条 条例第23条（同26条において準用する場合を含む。）の規定に基づく保育の提供に当たっては、全体計画及び個別計画を作成すること。なお、全体計画については、既存の保育所等ですでに作成されている計画の一部として位置付けることも可能とする。

（保護者との連絡）

第14条 条例第24条（同26条において準用する場合を含む。）に規定する保護者との連絡は、その方法及び頻度等が利用者との契約等において定められていなければならない。

（建築基準法への適合）

第15条 事業を実施する事業所は、建築基準法第7条各号の規定を遵守していること及び昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たしていること。

附 則

この審査基準は、令和7年7月31日から施行する